

TMI 中国最新法令情報 —(2020年11月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 輸出規制法	
(2) 著作権法 (2020年改正)	
(3) 特許法 (2020年改正)	
(4) 事業者集中審査暫定規定	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第三弾：契約実務のイロハ	13
(第8回 代理店契約のポイント)	
三. 中国法務の現場より	21
1. 12回目の「独身の日」	
2. TMI 上海オフィスの移転のお知らせ	

一. 中国最新法令（2020年10月中旬～2020年11月中旬公布分）

1. 中央法規

(1) 輸出規制法¹

全国人民代表大会常務委員会 2020年10月17日公布 2020年12月1日施行

① 背景

近年、米中関係において緊張が高まっている。特に米国等の国による輸出規制方面における過度な制度の運用が目立ち、これが「米中貿易戦」と言われる両国間の貿易摩擦に多大な負の影響をもたらしているといわれている。こうした中で、中国政府は輸出規制方面の法整備を始め、2017年6月に商務部が中華人民共和国輸出規制法（以下「本法」という。）の草案を公表して以来、全人代常務委にて第1次、第2次の審議がなされていた。

本法は、第13期全人代常務委第22回会議により、2020年10月17日に可決、公布されたが、公布日から施行日まで、1か月強しか与えられていないため、関連企業にとっては、急ぎの対応が必要になるものと思われる。

なお、中国にはこれまでいくつかの法律²や関連する行政法規³において輸出規制制度が定められていたが、輸出規制に関する包括的、体系的な法律が欠けていた。しかし、本法が公布、施行されたことにより、輸出規制に関する体系的な実務運用、理解が可能となることが期待される。以下、本法のポイントを解説する。

② 主な内容

ア 規制品目

中国は、輸出規制におけるデュアルユース品目⁴、軍物品、核及びその他国の安全と利益を擁護し、拡散防止等の国際義務を履行するのに関わる貨物、技術、サービス等及び関連技術等のデータを含むものが、本法の規制品目として規定されている⁵。なお、規制品目の具体的な内容は以下の通りである。

(a) デュアルユース品目

民事用途だけでなく、軍事用途及び軍事潜在力を向上させることができ、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産若しくは使用に用いられる貨物、技術及びサービスをいう⁶。

¹ 「中华人民共和国出口管制法」

² 中国の場合、主に対外貿易法、税関法及び刑法の一部を指す。これらは、輸出規制の基本的な枠組みのみを規定しており、包括的なものとはなっていない。

³ 例えば、「核の輸出規制条例」（核出口管制条例）、「ミサイル及び関連品目と技術の輸出規制条例」（导弹及相关物项和技术出口管制条例）、「化学品を監督する管理条例」（监控化学品管理条例）、「生物デュアルユース品目及び関連設備と技術の輸出規制条例」（生物两用品及相关设备和技术出口管制条例）及び「軍物品の輸出管理条例」（军品出口管理条例）等がある。

⁴ 中国語で「两用物項」という。

⁵ 本法第2条第1項、第2項

⁶ 本法第2条第4項

(b) 軍事品

軍事目的に用いる装備、専用生産設備及びその他関連貨物、技術とサービスをいう⁷。

(c) 核

核物質、核設備、原子炉用非核物質及び関連技術とサービスをいう⁸。

イ 規制行為

規制品目に対する規制行為とは、中国が、国内から国外に規制品目を移転する行為、及び中国の国民、法人と非法人組織が外国の組織と個人に規制品目を提供する行為（以下「みなし輸出」という。）に対し、禁止若しくは制限措置を講じることを指す⁹。なお、規制品目の国境通過、中継輸送、通し輸送、再輸出若しくは保税區、輸出加工区等の税関特殊管理地域や輸出管理倉庫、保税物流センター等の保税管理場所から国外に輸出することも規制されている¹⁰。みなし輸出と再輸出も規制行為として規制される点には留意が必要と思われる。

(a) みなし輸出について

上述したみなし輸出の定義からすると、例えば、外国企業の現地法人等及び中国にいる外国人が中国公民、法人等から規制品目を手に入れることも規制の対象となりうるように見え、また、現地法人等の内部において、外国人従業員による規制品目への日常的なアクセス、利用すること自体も規制されるようにも見える。もっとも、みなし輸出に係る定義をどのように理解すべきかについては、今後下位法令により規定されることも想定され、今後の関連法令の制定にも留意する必要がある。

(b) 再輸出について

再輸出の具体的な意味について、本法では明確に定められておらず、中国以外の国が、中国から輸入した規制品目を利用し、生産したものを第三国に再輸出する行為のほか、どのような行為が、再輸出として本法の規制を受けるのか明確ではない。

ウ 規制対象

以下の主体が、本法の規制対象となる。

(a) 輸出者

規制品目の輸出に従事する輸出者は、本法と関連法律及び行政法規を遵守し、法に基づき、関連規制品目の輸出経営資格を取得する必要がある場合、その資格を取得しなければならないとされている¹¹。

輸出者が法律に違反した場合、違法行為を是正するように命じた上、違法所得を没収するとともに、違法経営額の5倍以上10倍以下、若しくは50万元以上500万元以下の過料を併科することができるとし、また、業務停止、関連規制品目の輸出経営資格

⁷ 本法第2条第5項

⁸ 本法第2条第6項

⁹ 本法第2条第3項

¹⁰ 本法第45条

¹¹ 本法第11条

をはく奪することも規定されている¹²。情状が悪質な場合、直接責任を負う人員が刑事処罰を受ける可能性もある¹³。

(b) 輸入業者とエンドユーザー

輸入業者とエンドユーザーが、最終用途の要求に合致せず、中国の安全と利益に害する、又はテロリズムのために規制品目を利用した場合、中国はこれらの主体を規制リストに加える等の規制措置を取ることができる¹⁴。

(c) 輸出関連業者

いかなる組織、個人も、違法な輸出行為をする輸出者に対して代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない¹⁵。これに違反した場合、輸出関連業者はサービスの停止を命じられ、違法取得を没収された上、過料を併科される可能性がある¹⁶。

(d) その他

いかなる者も、詐欺、賄賂等の不適切な手段にて管理品目の輸出許可を取得し、もしくは輸出許可を不法に譲渡し、又は輸出許可を偽造、変造、売買した場合、違法所得を没収され、過料を併科される可能性がある¹⁷。

エ 規制措置

本法において、規制品目と規制対象等に対し、以下の規制措置を講じている。

(a) 規制品目について

国家輸出規制部門は¹⁸、輸出規制政策を策定し、下記の方法にて規制品目を管理する。

- 規制リスト¹⁹
- 臨時規制²⁰
- 輸出禁止²¹

(b) 輸出業者について

輸出業者は、規制リストに記載された品目及び臨時規制された品目を輸出する場合、事前に国家輸出規制部門に許可を申請しなければならないとされている²²。また、輸出

¹² 本法第 33 条、第 34 条、第 37 条

¹³ 本法第 39 条

¹⁴ 本法第 18 条

¹⁵ 本法第 20 条

¹⁶ 本法第 36 条

¹⁷ 本法第 35 条

¹⁸ 国務院、中央軍事委員会を指す（本法第 5 条第 1 項）。

¹⁹ 中国語で「管制清單」といい、規制リスト、名簿と目録の総称とする（本法第 4 条）。

²⁰ 中国は、国家の安全と利益、拡散防止等の国際義務を履行する需要に応じ、国家輸出規制部門により規制リスト以外の貨物、技術及びサービスに対し、2年の実行期限を超えない臨時規制を実施することができる（本法第 9 条第 2 項）。

²¹ 中国は、国家の安全と利益、拡散防止等の国際義務を履行する需要に応じ、国家輸出規制部門により関連部門と共同で一部の規制品目の輸出を禁止したり、特定の国と地域、特定の組織と個人に輸出することを禁止したりすることができる（本法第 10 条）。

²² 本法第 12 条

業者の内部において、輸出コンプライアンス制度を設立し、且つ運用状況が良い場合、国家輸出規制部門は関連品目の輸出に対し包括的な利便措置を講じることができる²³。

(c) 輸入業者とエンドユーザーについて

輸入業者とエンドユーザーが、最終用途の要求に合致せず、中国の安全と利益に害する、又はテロリズムのために管理品目を利用した場合、中国がこれらの主体を規制リスト²⁴に加えることができる。それで、中国は、加えられた輸入業者とエンドユーザーに対し、関連品目の取引を禁止、制限する等、関連品目の輸出を中止するような措置を講じることができる²⁵。

なお、エンドユーザーは、国家輸出規制部門の許可を得ず、無断で規制品目の最終用途を変更してはならないとされている²⁶。

オ 域外適用と報復措置

本法において、域外適用と対抗措置に関する規定が置かれている。具体的には、中国国外の組織と個人が、本法の輸出規制管理の規定に違反し、中国の国家安全と利益を害し、国際的拡散防止義務の履行を妨害した場合には、法に基づき処理し、且つ法的責任を追及することが定められている²⁷。

また、本稿 10 月号で紹介した「信頼できないエンティティ・リスト」と本法における規制リストとは同じ役割を果たしており、いかなる国又は地域が輸出規制措置を濫用し、中国の国家安全と利益を害する場合においても、中国は実際の状況に応じて、当該国又は地域に対して対等の措置を取ることができるという対抗措置を規定している²⁸。

(2) 著作権法 (2020 年改正) ²⁹

全国人民代表大会常務委員会 2020 年 11 月 11 日公布 2021 年 6 月 1 日施行

① 背景

現在施行されている著作権法は 2010 年に改正されて以降、改正されていない（以下「旧法」という。）。しかし、この 10 年間に於いて、中国の経済は著しく発展し、またネット技術も進歩し、これに伴い著作権をめぐる新たな問題も数多く発生してきた。例えば、著作権法上の著作物の定義に含まれていない作品の保護、新しい技術の誕生による著作物の運用方式の改変といった問題について、今回の改正法（以下「新法」という。）は対応している。以下、新法のポイントを紹介する。

²³ 本法第 14 条

²⁴ 中国語で「管控名单」という。

²⁵ 本法第 18 条第 1 項、第 2 項

²⁶ 本法第 16 条

²⁷ 本法第 44 条

²⁸ 本法第 48 条

²⁹ 「著作権法 (2020 修正)」

② 主な内容

ア 著作物の定義

旧法では、著作物の種類を全部列挙する形を取っていたところ、実務上、音楽噴水ショーといった新たな形態の作品についてはその定義に含まれていないため、著作権法により保護されないケースも珍しくない。そこで、新法は、著作物の種類を列挙するとともに、「作品の特徴に合致するその他知的成果物」というキャッチオール条項を組み込んだことにより、具体的に列挙されていない作品も保護の対象となり得ることとなった³⁰。

また、列挙された作品の内、「映画作品及び映画製作に類似した方法で創作された作品」を「視聴作品」に変更した。これは、ショートムービー³¹、ネットゲームの録画等といった映画作品と違う作成方法にて創作された動画等も著作物として保護することを念頭に置いたものである。

イ 放送権³²と情報ネットワーク伝達権³³の修正

新法では、放送権と情報ネットワーク伝達権を以下のとおり変更した。

旧法	新法
(十一) 放送権、即ち無線方式により著作物を <u>公開放送又は伝達し、有線方式により伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送し、及び拡声器又はその他の符号・音声・画像を伝送する類似手段を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利</u>	(十一) 放送権、即ち有線又は無線方式により著作物を <u>公開伝達又は中継し、及び拡声器又はその他の符号・音声・画像を伝送する類似手段を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利。但し本項第十二号に規定された権利を含まない。</u>
(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に <u>著作物を提供し、公衆に自ら選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利</u>	(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利

従前、無線方式による公開放送又は伝達する行為のみが放送権の保護対象とされていた。しかし、近時では IT 技術、新興ビジネスの発展による、ライブ動画配信サービス、スポーツ、ゲーム対戦等の生放送に関する有線方式の公開放送又は伝達行為も現れているところ、これら行為は放送権の保護を受けられないだけでなく、定義上情報ネットワーク伝達権による保護を受けることも難しかったため、著作権法上の保護に欠けるという状況が生じていた。

放送権の定義が変更されたことにより、こういった新たな形の動画等も著作権法による保護を正面から受けることとなり、今回の改正でも重要な点であると思われる。

ウ 共同作品の権利行使

旧法では、共同作品に対し「分割して利用できる場合は、著作者はそれぞれの創作部

³⁰ 新法第 3 条

³¹ 例えば TikTok といった動画アプリが配信する数秒単位のビデオを指す。

³² 中国語で「广播权」という（新法第 10 条第 1 項第 11 号）。

³³ 中国語で「信息网络传播权」という（新法第 10 条第 1 項第 12 号）。

分について、単独で著作権を享有することができる」旨を規定していたが、³⁴共同作品は分割できず、且つ共同著作者が共同作品の使用について合意に至らなかった場合は、いずれの共同著作者も共同作品を利用してはならないという解釈が成り立ちうるという問題があった。

この点、著作権法実施条例においては、共同著作者が協議しても合意に至らなかった場合で且つ正当な理由がない場合には、いずれの当事者も他の当事者が譲渡以外のその他の権利を行使することを妨げてはならないと定めていたが³⁵、新法では、ここにいう「譲渡以外のその他の権利を行使することを妨げてはならない」という点について、「譲渡、他人に対する独占的使用許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない」としつつ「但し、得られた収益を合理的にすべての共同著作者に合理的に分配すべき」と規定して、共同作品の合理的な利用に関するバランスを取った³⁶。

エ 懲罰的損害賠償の導入

旧法では、著作権又は著作権に隣接する権利を侵害した権利侵害者に対し、権利者は実際の損害、又は権利侵害者の違法所得に基づく賠償請求しかできず、また、実際の損害等を確定できない場合は、人民法院が情状に応じ 50 万元以下の賠償の判決を言い渡すことができるとされていた³⁷。

この点について、新法では、著作権又は著作権に隣接する権利を故意に侵害し、情状が深刻な場合、確定された金額³⁸の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を求めることができ³⁹、もし損害額、権利侵害者の違法所得、権利許諾使用料の算出が困難な場合、人民法院は権利侵害者に対し、情状に応じ 500 元以上 500 万元以下の賠償の判決を言い渡すことができるとされ、懲罰的損害賠償が導入されたほか、損害賠償額の上限が引き上げられる改正がなされている⁴⁰。

(3) 特許法 (2020 年改正) ⁴¹

全国人民代表大会常務委員会 2020 年 10 月 17 日公布 2021 年 6 月 1 日施行

① 背景

現行の特許法⁴²は 2008 年に改正されて以降改正されておらず（以下「旧法」という。）、著

³⁴ 旧法第 13 条第 2 項

³⁵ 著作権法実施条例（著作権法実施条例）第 9 条

³⁶ 新法第 14 条第 2 項

³⁷ 旧法第 49 条

³⁸ 権利者の実際の損害、又は権利侵害者の違法所得を指す。

³⁹ 新法第 54 条第 1 項

⁴⁰ 新法第 54 条第 2 項

⁴¹ 「専利法 (2020 修正)」

⁴² なお中国の特許法においては、発明ないし創造を保護しており、日本の法制（発明に関する特許法、考案に関する実用新案法、意匠に関する意匠法を別々に制定）と異なり、発明、実用新案、意匠をまとめて特許（専利）と扱っている（但し、出願手続や権利の内容については、それぞれ異なる規定を置く）ことに、ご留意されたい。

作権法と同じように、長い間改正がなされておらず、これまで幾度も特許法の改正が期待されては改正に至らないという状況が繰り返されてきた。今回の特許法改正（以下「新法」という。）には、注目を浴びる改正と改善が数多くあり、特に特許権者の権益保護の強化、特許の出願と実施に関わる新制度の創設、特許の発明者へのインセンティブ等が挙げられる。以下、新法のポイントを紹介する。

② 主な内容

ア 懲罰的損害賠償の導入

旧法では、特許権の侵害に対する損害賠償金について、権利者が権利侵害により被った実際の損失、もしくは権利侵害者が所得した利益に基づき算出されることを原則としつつ、権利者の損害額若しくは権利侵害者の所得額が確定できない場合、特許の実施許諾料の倍数に合わせ合理的に算定できるとされていたが、新法ではこれに加えて、故意に特許権を侵害し、情状が深刻な場合、上述の方法で算出された金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができるという点が追加されている⁴³。

また、上記の損害額等の確定をすることが困難な場合、人民法院は特許権の種類、侵害行為の性質、情状等の要素を踏まえ、3万元以上500万元以下の賠償額を確定できるとされ、旧法では1万元以上100万元以下とされていたのに比べ、裁量により定められる賠償額が引き上げられている⁴⁴。

イ 特許の出願と実施に関わる新制度の創設

新法では、特許の出願と実施に関して若干の新制度を導入している。

(a) 出願について

- 特許出願した発明について、出願日より前6か月以内に国家に緊急事態若しくは非常事態が生じ、公共の利益を目的として初めて公開された場合、新規性は喪失しないものとする⁴⁵。例えば、コロナウイルス感染症への対応にあたって、公共の利益のため特効薬等が公開された場合、それが出願日から6か月前までであれば新規性を失わずに出願ができる、ということになる。
- 出願者は、意匠について中国国内で初めて出願をした日から6か月以内に、國務院特許行政部門に同一主題の特許出願を提出する場合、優先権を享受できる⁴⁶。旧法では、意匠出願について、中国出願者が国内優先権を主張できなかったところ、外国出願者と平等な権利を与える観点から、意匠をめぐる権利を拡大した。なお、意匠権については、その対象自体が詳細化されており、製品の全体だけでなく、

⁴³ 新法第71条第1項

⁴⁴ 新法第71条第2項

⁴⁵ 新法第24条第1号（従来、国際的展示会での初公開、学術会議での初公開、出願者の同意を得ない漏洩が、新規性喪失の例外事由とされていたが、それに本件事由が追加されたものである。）

⁴⁶ 新法第29条第2項

その一部の形、模様又はその組み合わせと、色彩、形及び模様の組み合わせが意匠権の出願対象とされ、また、保護期間も10年から15年に変更されている^{47 48}。

- 原子核の変換方法が特許権の授権対象から除かれることが明記された⁴⁹。
- 医薬品上場審査承認過程において、医薬品上場許可申請者と関連特許権者若しくは利害関係者が、登録申請する医薬品に係る特許権について紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院にて提訴し、登録申請する医薬品関連技術案が他人の医薬品特許権の保護範囲に含まれるか否かについて判決を下すように申立てることができる⁵⁰。

(b) 実施について

新法では、特許権者に対し、特許の開放許諾制度を創設している。開放許諾制度とは、特許権者が自ら書面にて国务院特許行政部門に、いかなる企業又は個人にもその特許の実施を許諾する旨の陳述をするとともに、使用許諾料の支払方法、基準を明確にしたうえで、国务院特許行政部門がこれを公告することで、広く特許発明の実施を認める制度をいう⁵¹。

他方で特許権者は、個別の被許諾者との間の個別の合意をすることで、公告された使用許諾料と異なる許諾料の合意をした上で、通常の使用許諾をすることができる。但し、この場合独占的又は排他的許諾を与えることはできない⁵²。

ウ 特許の発明者へのインセンティブ

新法では、職務発明に関する条項において、新たに「当該単位は、法に基づき、その職務発明の特許を出願する権利と特許権を処分し、関連発明の実施と運用を促進することができる」旨を織り込んだほか⁵³、「国家は、特許権を付与された単位に対し、財産権の実施を奨励し、株式、ストックオプション、利益配当等の方法にて発明者又は設計者にイノベーションによる収益を合理的に享受させることを奨励する」という具体的な措置も明らかにした⁵⁴。

(4) 事業者集中審査暫定規定⁵⁵

国家市場監督管理総局 2020年10月23日公布 2020年12月1日施行

① 背景

事業者集中審査制度は独占禁止法⁵⁶における重要な部分であり、独占禁止法が施行されて

⁴⁷ 新法第2条第4項

⁴⁸ 新法第42条第1項

⁴⁹ 新法第25条第5号

⁵⁰ 新法第76条第1項

⁵¹ 新法第50条第1項

⁵² 新法第51条第3項

⁵³ 新法第6条第1項

⁵⁴ 新法第15条第2項

⁵⁵ 「经营者集中审查暂行规定」

⁵⁶ 「反垄断法」

以来、事業者集中審査に係る法整備も進んでいる。従前、事業者集中申告基準に関する規定⁵⁷という一部の行政法規、事業者集中申告弁法⁵⁸、事業者集中審査弁法⁵⁹、金融業事業者集中申告に関する売上高の計算弁法⁶⁰、法により事業者集中申告をしていないことに対する調査処理暫定弁法⁶¹、事業者集中の付加的制限性条件に関する規定⁶²等といった部門規定、及び事業者集中による競争への影響評価に関する暫定規定⁶³、事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定⁶⁴等といった規範性書類等、様々なレベルの広汎な法令によって事業者集中審査制度の枠組みが定められてきた。事業者集中審査暫定規定（以下「本規定」という。）はこれら従前の各法令が散発的に定めてきた事業者集中に関する内容を整理し、またこれまでの実務運用状況も踏まえた統括的な規定として位置付けられる。以下では、本規定において、新たに規定された内容を中心に紹介する。

② 主な内容

ア 国家市場監督管理総局の職権の分散

従前、国家市場監督管理総局（以下「総局」という。）のみが事業者集中の独占禁止審査業務を担当していたが、本規定において、総局が業務の需要に応じ、省、自治区、直轄市の市場监督管理局に事業者集中審査の実施を委託することができるとされている⁶⁵。

これにより事業者集中の申告者にとっての利便性が大きく向上することが期待される。

イ 事業者集中の申告基準における売上高の変化

事業者集中には、一般案件と簡易案件があり、事業者集中申告基準に関する規定及び事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定によりそれぞれ規定されているが⁶⁶、本規定において、一般案件と簡易案件にそれぞれ以下のような変更がなされている。

(a) 一般案件について

事業者集中に参加する事業者の売上高は、当該事業者と、申告時に当該事業者と直接的又は間接的な支配関係を有するすべての事業者の売上高の総額とするが、上記事業者間において発生した売上高を含めないものとしており、事業者集中申告指導意見における売上高についての列挙型の定義を統合・整理した^{67 68}。

⁵⁷ 「关于经营者集中申报标准的规定」

⁵⁸ 「经营者集中申报办法」

⁵⁹ 「经营者集中审查办法」

⁶⁰ 「金融业经营者集中附加限制性条件的规定」

⁶¹ 「未依法申报经营者集中调查处理暂行办法」

⁶² 「关于经营者集中附加限制性条件的规定」

⁶³ 「关于评估经营者集中竞争影响的暂行规定」

⁶⁴ 「关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定」

⁶⁵ 本規定第 2 条第 2 項

⁶⁶ 事業者集中申告基準に関する規定第 3 条、事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定第 2 条

⁶⁷ 事業者集中申告指導意見（关于经营者集中申报的指导意见）第 6 条

⁶⁸ 本規定第 8 条第 1 項

なお、事業者が他の事業者の構成部分を取得した時、譲渡者が当該構成部分に対しコントロール権又は決定的な影響を与えなくなる場合、目標事業者の売上高には当該構成部分のみが含まれると規定されており、前項規定の内容を補足している⁶⁹。

(b) 簡易案件について

本規定では、事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定の内容を踏まえ⁷⁰、簡易案件の認定基準を規定した⁷¹。また、本規定では簡易案件でなく一般案件として申告すべき状況が列挙されており⁷²、その中で、「二つ以上の事業者が共同支配する合弁企業が、集中を通じてそのうち一つ又は一つ以上の事業者によって支配される場合」に、「当該事業者が合弁企業と同一市場の競争者であり、且つ市場占有率の合計が 15 パーセントを上回る」という条件が加えられた⁷³。当該条件は事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定においては求められない要件であり、その点で簡易案件の範囲が拡大されたと理解できる。

ウ 監督受託者と分離受託者⁷⁴に対する要求の引上げ

総局は、禁止しない事業者集中に対し、集中が競争に消極的な影響をもたらさないために付加的制限性条件を付すことができ、そして、監督受託者と分離受託者といった受託者により、付加的制限性条件の履行状況を監督させることができる⁷⁵。

受託者になるための要件として、受託者となる者が過去 5 年間に受託者を担当している間に何らの処罰を科されたことがないことや⁷⁶、また、受託者として、善管注意義務を尽くして職務を履行することといった要件が新たに追加されている⁷⁷。なお、付加的制限性条件が分離であり⁷⁸、分離義務者が審査決定に定めた期間内に分離業務を完成できない場合、総局は、分離受託者をして、分離業務の買受人を探すように要求することができることも新たに定められている⁷⁹。

エ 事業者の違法集中行為の明確化

独占禁止法において、事業者に対し、「申告しなければ、集中を実施してはならない」と規定するのみであったが⁸⁰、本規定では、申告基準に達する事業者が申告なしで集中を実施した場合、申告したが承認を得ずに集中を実施した場合、審査決定の内容に違反し

⁶⁹ 本規定第 8 条第 2 項

⁷⁰ 事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定第 2 条

⁷¹ 本規定第 17 条

⁷² 本規定第 18 条

⁷³ 本規定第 18 条第 1 号

⁷⁴ 分離受託者とは、分離業務を受託する個人、法人、又はその他の組織を指す。なお、分離業務とは、事業者の有形資産、無形資産その他権益を分離し、買受人に売却することをいう。

⁷⁵ 本規定第 36 条第 1 項、第 2 項

⁷⁶ 本規定第 37 条第 1 項第 4 号

⁷⁷ 本規定第 37 条第 2 項

⁷⁸ 分離（業務）とは、事業者が関連市場において有効な競争を行うのに必要なあらゆる要素を指し、分離義務者の有形資産、無形資産、持分、重要人員及び顧客契約又は供給契約等の権益を含む（本規定第 33 条第 2 項）

⁷⁹ 本規定第 38 条第 1 項

⁸⁰ 独占禁止法第 21 条

た場合、という 3つの類型を違法な集中行為として定義した⁸¹。

(劉新亜・中国法顧問)

⁸¹ 本規定第 48 条

二. 連載 中国法実務のイロハ
第三弾：契約実務のイロハ（第8回／全10回）

第1回	2020年4月号	取引相手の選定と審査
第2回	2020年5月号	日本の契約との違い
第3回	2020年6月号	契約の言語、準拠法、紛争解決手段
第4回	2020年7月号	契約の履行を確保するための方法
第5回	2020年8月号	期間及び時効の管理
第6回	2020年9月号	契約の変更と終了
第7回	2020年10月号	輸出入契約のポイント
第8回	2020年11月号	代理店契約のポイント
第9回	2020年12月号	業務委託契約のポイント
第10回	2021年1月号	賃貸借契約のポイント

第8回 代理店契約のポイント

前回より、日中企業間でよく締結される典型的な契約をご紹介しますが、今回は、日本企業が中国で事業を拡大する場合に多用される契約といえる代理店契約についてご紹介します。日本企業側がメーカーないしブランド保有者である場面が実務上多いことから、その立場から、以下ご案内します。

Q3.7.1 代理店契約とはどのような契約でしょうか。

実務上、「代理店契約」にはディストリビューター方式とエージェント方式の二つのパターンがあります。ディストリビューター方式とは、代理店がメーカー⁸²から商品を購入し、サブディストリビューター又はエンドユーザーに販売し、その購入価格と再販価格の差額から利益を得る方式です。この場合、代理店とメーカーとの関係は実質的には売買関係であり、「代理」という用語にもかかわらず、法的な代理ではありません。これに対して、エージェント方式とは、代理店がメーカーとエンドユーザーを繋ぐ仲介として、メーカーとエンドユーザーの取引を促進させ、その中からコミッションを取得する方式です。

メーカーにとって、ディストリビューター方式を採用する場合、エンドユーザーに対する債権回収リスクを避けることができ、商品を代理店に販売することにより、在庫を減らすことができる一方、エンドユーザーは全部代理店に握られ、かつ、代理店とは売買関係であるため、商品の販売価格をコントロールすることができません。他方、エージェント方式を採用する場

⁸² 本稿では、以下便宜上代理店契約の上流側当事者を「メーカー」と総称します。実際には、日本本社がブランドを保有し、製品の研究開発や製造を統括しつつ、中国現地法人が中国国内の販売を統括し、当該中国現地法人が中国各地の代理店と代理店契約を結ぶことも少なくありません。その場合における中国現地法人も、ここでの「メーカー」に含むものとします。

合、エンドユーザーの情報を把握でき、商品の販売価格をコントロールできる一方、エンドユーザーに対する債権回収リスクを負い、在庫の負担も減らすことができません。

実務では、ディストリビューター方式⁸³を採用するメーカーが割と多く見られるため、ここでディストリビューター方式を中心にご紹介します。

Q3.7.2 独占代理とはどういう意味でしょうか。

代理店の代理権は独占代理と非独占代理に分かれます。独占代理とは、メーカーが約定した期間と地域において、指定の商品について、代理店に独占的な販売権を与え、メーカーは約定した範囲内で他の代理店に指定の商品を販売させないことをいいます。独占代理権を与えた場合にメーカー自身の販売権が制限されるか否かについては、法律上明確な規定がないため、紛争回避の観点から、代理店契約において、メーカー自身に約定した地域における販売権があるかを明確に定めるべきといえます⁸⁴。

実務において、メーカーがある代理店に独占代理権を与えたのに、当該約定に違反して、約定した地域で他の代理店に商品を販売させることにより、違約責任を負う例は少なくありません⁸⁵。そのため、メーカーとしては、代理店、特に独占代理権を有する代理店に関する情報管理をしっかりと行い、知らないうちに違約してしまうことを防ぐべきです。

Q3.7.3 フランチャイズ契約と代理店契約の違いは何でしょうか。

商業フランチャイズとは、登録商標、企業ロゴ、特許、ノウハウ等の経営資源を保有する企業（フランチャイザー）が、契約形式によってその保有する経営資源を他の経営者（フランチャイジー）が使用することを許諾し、フランチャイジーが契約の約定に従い統一された経営モデルのもとで経営を展開し、且つフランチャイザーにロイヤルティを支払う経営活動を指します⁸⁶。フランチャイズ契約はフランチャイザーがフランチャイジーにフランチャイズを許諾するために締結した契約のことです。

フランチャイズ契約と代理店契約の主な違いは次の通りです。

- (1) フランチャイズ契約の許諾対象が商標等の無形の経営資源であるのに対し、代理店契約の許諾対象は有形の商品です。即ち、代理店が顧客に対して当該ブランドの商品を販売することを許諾したものと いえます。
- (2) フランチャイズ契約においては、クーリングオフ期間があります。即ち、フランチャイジーがフランチャイズ契約締結後一定の期間内に、一方的に契約を解除することが

⁸³ ディストリビューターのことを、中国語では、「经销商」と呼ぶのが通常です。

⁸⁴ メーカー自身による販売もできないようにする代理権については、通常、「排他的」代理権と呼ばれます。

⁸⁵ (2019) 最高法民申 5033 号、(2020) 蘇民終 64 号

⁸⁶ 商業フランチャイズ管理条例（商业特许经营管理条例）第 3 条第 1 項

できます⁸⁷。これに対し、ディストリビューター方式の代理店契約は実質的には売買契約であるため、クーリングオフ期間がありません。もちろん、エージェント方式の代理店契約は委任契約であるため、代理店とメーカーは随時契約を解除することができます⁸⁸。フランチャイズ契約のクーリングオフ制度は、フランチャイザーとフランチャイジーの情報に非対称性があることから、フランチャイジーの衝動的な投資を避けるために、フランチャイジーがフランチャイザーの経営資源を使用していないことを前提に、合理的なクーリングオフ期間を与えた制度です。裁判実務から見ると、フランチャイザーとフランチャイジーがフランチャイズ契約においてクーリングオフ期間を約定しなかったとしても、フランチャイジーが合理的な期間内にフランチャイザーの経営資源を実際に使用していないという条件を満たせば、一方的に契約を解除することができます⁸⁹。

- (3) フランチャイズ契約を締結する場合、フランチャイザーは少なくとも二つの直営店を有し、且つ経営期間が1年を超えていなければならない、かつフランチャイザーが初めてフランチャイズ契約を締結した日より15日以内に、商務主管部門に届け出なければなりません⁹⁰。これに対し、代理店契約においては、このような規制はなく、当局への届出も不要です。

Q3.7.4 代理店に問題が発生した場合、サブディストリビューターやエンドユーザーを失わないようにするために、どうすればいいでしょうか。

実務において、メーカーがある代理店の不正行為を発覚したことにより、その代理店資格を取り消すことがあります。この場合、メーカーが当該代理店の下のサブディストリビューター又はエンドユーザーの情報を把握していなければ、当該地域におけるサブディストリビューターとエンドユーザーを失う可能性が非常に高いといえます。

このようなことを予防するため、メーカーはできる限り、サブディストリビューターを含む全ての代理店とエンドユーザーの情報を把握することが望ましいといえます。そこで、代理店契約において、代理店にその全てのサブディストリビューターとエンドユーザー（可能な場合）の名称と連絡先を提供する義務を定めることが考えられます。また、メーカーがサブディストリビューターの情報を把握することにより、サブディストリビューターに不正行為がある場合にも、メーカーが速やかに調査し、差し止め等の対応をとることができるようになります。

Q3.7.5 知的財産権保護の観点から何を注意すべきでしょうか。

⁸⁷ 商業フランチャイズ管理条例第12条

⁸⁸ 民法典第933条

⁸⁹ (2017) 浙0110民初12380号

⁹⁰ 商業フランチャイズ管理条例第7条第2項、第8条第1項

知的財産権を保護するために、メーカーは代理店契約において、知的財産権に関する条項を設け、代理店が使用できる知的財産権の範囲と方法を明確に約定すべきといえます。例えば、知的財産権の使用目的を、当該ブランド商品の宣伝と販売目的に限定することや、ブランドイメージを損なうような使い方や誤解を招く表現、虚偽宣伝等の禁止を定めることが考えられます。また、知的財産権の使用前にその原稿を提出させて審査するようにすることも有益です。

なお、中国では、店舗での掲示や、EC サイト出店のための必要書類であるとして、代理店より、「授權書」の発行を要請されることがあります。授權書は通常 1 ページの簡潔な内容であり、詳細な条件を付けない形式ですが、授權期間や授權範囲（地理的範囲や独占的代理店であるかどうか等）の記載につき、代理店契約で定めた範囲を超えないように注意する必要があります。

Q3.7.6 最低販売価格を制限する内容に関する記載は独占禁止法に違反しますか。

代理店が勝手に価格を下げ、商品の販売市場をかく乱させることを防ぐため、メーカーはよく代理店契約において、代理店がメーカーの定める商品価格を下回る価格で販売することができないと定めることがあります。

これは、形式的には、独禁法が禁止する最低再販価格の独占合意に該当します⁹¹。

実務上、最低再販価格の規定が独占合意に該当する否かについて、市場監督管理局と裁判所の判断基準には異なる点がみられます。市場監督管理局の判断基準は裁判所より広く、最低再販価格の規定が独占合意に該当すると認定する可能性が比較的に高いと言えます。裁判例実務においては、最低再販価格の規定が競争を排除し、制限する効果がある場合にのみ、独占合意に該当すると判断し、且つ独占合意に該当すると主張する者に立証責任があるとしています⁹²。

裁判所は、最低再販価格規定の性質を判断する際に、関連市場の競争が十分であるか、メーカーの市場における地位が高いか、メーカーが最低再販価格を拘束する動機は何か、最低再販価格を拘束した後の競争効果はどうなっているかという 4 つの要素を考慮すべきとしています⁹³。最低再販価格規定に違反して製品供給を絶たれた代理店がジョンソン&ジョンソンを訴えた事案において、裁判所は、「本件関連市場の競争が不十分である」、「本件関連市場において高い市場地位を持つ」、「本件の最低再販価格拘束の動機は価格競争を回避するものである」、「本件最低再販価格規定は、競争を制限する効果が明らかであり、競争を促進する効果が見えない」ことを理由に、独占合意に該当すると判断し、代理店に対し、53 万元の損害賠償を命じました⁹⁴。

これに対し、上海市物価局がハンクックタイヤに対して、2016 年 4 月 12 日、独占禁止法第 14 条第 2 号と価格独占禁止規定第 8 条第 2 項に違反し、経営者と取引相手の間の「第三者への再販最低価格」に関する独占合意に該当し、市場競争を排除・制限し、消費者の利益と社会の公共の利益を損害したことを理由に、ハンクックタイヤの 2014 年度の関連市場売上総額の 1%である

⁹¹ 独占禁止法（反壟断法）第 14 条第 2 号

⁹² (2016) 粵民終 1771 号、(2018) 滬民終 475 号

⁹³ (2012) 滬高民三（知）終字第 63 号

⁹⁴ (2012) 滬高民三（知）終字第 63 号

217.52 万元の過料に処した事実の存在を前提に、武漢の代理店がハンクックタイヤに対して、独占禁止法に違反による損害賠償を請求した訴訟において、裁判所は、代理店が「本件における 2012 年と 2015 年の代理店契約が関連市場において競争を制限する効果をもたらしたことを証明」できず、且つ、「本件協議における最低再販価格拘束に関する懲罰的条項が実際に実施されたこと」を証明できる証拠がないため、一審、二審とも、ハンクックタイヤの最低再販価格規定が独占禁止法の禁止する独占合意に該当しないと判断しました⁹⁵。上海市物価局の行政処罰について、一審裁判所は、「上海市物価局の本件に関する行政処罰決定は、その関連証拠に基づき、特定の商品と関連市場地域に対するものであり、本件における証拠の証明する事実と違う」ことを理由に、裁判所の判決と上海市物価局の行政処罰決定に矛盾がないと説明しています。

上記の通り、仮に民事訴訟においては、独占合意に該当しないと判断される余地があるとしても、行政処罰を避けるため、代理店契約において最低再販価格規定を入れることは避けるべきといえます。むしろ、一部の代理店が不当に廉売をすることで、市場秩序をかく乱するような事態を避けるべきニーズもあるため、最低再販価格の規定を契約書に置くのではなく、日常の代理店との業務上のやり取りのなかで、コントロールをしていくのが一般的なやり方といえます⁹⁶。また、代理店契約の有効期間を 1 年間に設定し、価格の秩序を乱すような行為があった代理店には、契約更新をしないといった方法で、事実上の抑制を図ることも考えられます。

Q3.7.7 約定した販売地域を超える販売行為をどのように防げばよいでしょうか。

代理店契約においてよく置かれる条項が、販売地域の約定、いわゆるテリトリー制です。テリトリー制は、全国各地において、地元で有力な代理店を育成し、効率的に販売網を構築するために有用な制度である反面、特定の代理店に特定の地域での販売を独占させるとすれば公平な競争を阻害する恐れもある制度といえます。テリトリー制は、最低再販価格規定のように独禁法上の明文禁止規定があるわけではありませんが、市場における支配的地位がある事業者が販売地域に対して不合理な制限を設ける場合には、市場支配的地位の濫用として独禁法違反になるため⁹⁷、注意が必要です。

一般的には、同一の地域に複数の代理店を設けることや、地域外への販売についても、一定の場合には認める余地を残すような規定を置くといった、緩やかなテリトリー制を取ることで、独禁法違反となるリスクを抑えることができます。

また、テリトリー制に関する合理的なルールを代理店契約で定めるだけでなく、適切な発注管理や在庫管理を通して、メーカー側の担当者と特定の代理店が結託して大量発注を行い、新商品の買い占め、特価申請や販促品などのメリットを享受しつつ、他の代理店が管轄する地域に横流しするなどの方法により、不当な競争を行うといった、実務上よく見られるトラブル（従業員の利益相反行為や商業賄賂といったコンプライアンス違反にもつながります）を防ぐことが必要といえます。

⁹⁵ (2018) 滬民終 475 号

⁹⁶ 市場秩序の維持という観点から、「代理店の不当な値下げ等の不正競争行為により、メーカー又はその他の代理店に損害を与えた場合、メーカーは契約を解除し、損害賠償を請求することができる」といった規定を代理店契約に置くことは許されると考えられております。

⁹⁷ 市場支配的地位濫用行為禁止暫定規定（禁止濫用市場支配地位行為暫行規定）第 18 条第 1 項第 3 号

Q3.7.8 従業員と代理店が結託して会社に不利益を与える行為を防ぐにはどうすればよいでしょうか。

Q3.7.7 で述べたように、メーカーの従業員が特定の代理店と結託して、当該代理店を不当に優遇する反面、その見返りをメーカーの従業員が取得するという問題が実務上よくみられます。また、メーカーの従業員が、親族等を通じて、代理店を設立し、会社と当該代理店との取引をさせることにより、利益を取得するというケースも時々見られます。

この点について、まず、メーカーは社内規則（就業規則等）において、従業員が会社と取引する相手方と親族関係等にあり、或いは他人のために会社と取引する場合、直ちに会社に報告することを要求し、従業員がこれに違反し、又は会社に損害を与えた場合の処罰規定を設けるべきです。

次に、メーカーは、代理店契約において、代理店が会社の従業員に賄賂を供与することができず、会社の従業員から賄賂を要求された場合、直ちに会社に通報する義務を規定し、代理店が会社の従業員に賄賂を供与し、又は、会社の従業員と結託して会社に損害を与える行為を発見した場合、会社は契約を解除することができるのと約定するのがよいといえます。

Q3.7.9 どのように約定すれば債権回収に有利でしょうか。

ディストリビューター方式の代理店契約は実質的に売買契約であるため、最も債権回収に有利な方法は前払いですが、競合他社との競争の中で中国市場での売り上げを拡大するためには、後払い方式として、代理店による販売を支援することもビジネス上必要なことが多いと思われます。他方、その場合、代理店に対する貸し倒れのリスクを負うことになるため、債権回収に対する考慮が必要となります。

まず、メーカーが代理店を選択する際に、背景調査を行い、信用の高い代理店を選ぶのが第一ステップです。中国では企業信用情報はオンラインでいつでも容易に入手できるので、訴訟係属や強制執行を受けた事実、さらには行政罰を受けた事実がないかどうかを確認してから、代理店契約を結ぶべきです。

次に、メーカーは代理店契約において、代理店が期限を過ぎても支払わなかった場合、出荷を停止すると同時に、代理店は期限の利益を失い、期限未到来の代金を含めた全額の支払い義務を負うと約定することが考えられます。また、いわゆるクレジット枠を設定し、一定の金額までしか掛け売りできないこととして、貸し倒れリスクの量をコントロールするのも有用です。

また、メーカーは、代理店契約において、所有権留保の条項を置くことができます⁹⁸。これにより、代理店が期限を過ぎても支払わず、催告を受けても合理的な期間内に支払わない場合、メーカーは商品を取り戻すことができます⁹⁹。また、万一代理店が破産した場合、商品が第三者

⁹⁸ 民法典第 641 条第 1 項

⁹⁹ 民法典第 642 条第 1 項第 1 号

に善意取得されて、取り戻せなかったとしても、メーカーは代理店の当該債務が共益債務であることを主張して、優先的に弁済を受けることができます¹⁰⁰。

さらに、代理店の資金力に不安がある場合（個人経営であり、不動産なども保有していない場合や、当該代理店契約への依存度が高い場合¹⁰¹など）、債権回収訴訟を行い、強制執行を行っても、資産がなく、回収できないというリスクもあります。そのようなリスクが想定される場合には、経営者の個人保証を取る等の対応を取るべきといえます。

Q3.7.10 紛争解決方法についてどのように約定すればいいでしょうか。

代理店は全国各地に設置されるのが通常です。仮に代理店契約において紛争解決条項を置かない場合、代理店に対する債権回収等の訴訟については、裁判管轄の被告地主義の原則によると¹⁰²、代理店の住所地を管轄する裁判所で訴訟提起する必要があります。そうすると、遠隔地での裁判に関するコストが増加するほか、地域によっては地方保護主義の懸念も生じます。そこで、代理店契約の交渉で通常有利な立場にあるメーカーとしては、できる限り、メーカー側の住所地を管轄する裁判所¹⁰³又は仲裁機関¹⁰⁴での紛争解決を定める条項を置くべきといえます。

裁判と仲裁のどちらを選ぶべきかについては、画一的な答えはなく、以下のようなそれぞれのメリット・デメリットを比較して決めることとなります。

項目	裁判	仲裁
保全の容易性	裁判所で直接保全の申し立てができる。	仲裁機関を通じて管轄裁判所に保全申し立てを行うので、迅速な保全ができないことがある。
公開性	公開の法廷で審理され、判決結果も公表されるので、敗訴者に対する威嚇力もある。	仲裁審理は非公開でなされ、仲裁判断も公表されないため、秘密保持に資する。
審級	二審制であり、最終的な解決までに時間を要するが、より公正な判決を求めることができる。	上訴はできないので、迅速な解決に資する反面、一発勝負となるリスクがある。

¹⁰⁰ 最高人民法院の「中華人民共和國企業破産法」の適用の若干問題に関する規定（二）（最高人民法院关于适用《中华人民共和国企业破产法》若干问题的规定（二））第37条第3項

¹⁰¹ メーカーにとって代理店に自社の専属代理をしてもらうことは、代理店による経営資源の集中や、競合ブランドの同時代理による不利益の回避等のメリットがある反面、代理店契約の解除・終了の場合には、資金繰りが一気に悪化するリスクがあることを認識すべきといえます。

¹⁰² 民事訴訟法第23条

¹⁰³ メーカーが中国法人であることが前提となっています。日本などの海外法人から直接中国国内の代理店と代理店契約を締結する場合、日本の裁判所の管轄を定めることは避けるべきです（判決について中国での強制執行ができないため。）。

¹⁰⁴ 仲裁機関の名称を特定する必要があります。特定できない場合には仲裁条項が無効となります（仲裁法第18条）。

審判者	裁判官は裁判所により指定され、当事者が裁判官を選ぶことはできない。	当事者が仲裁人を選ぶことができ、専門性や言語等に関する特殊性がある案件においては、メリットがある。
使用言語	中国語のみ	当事者の合意により、中国語以外の言語を選ぶことも可能。
費用	裁判所に支払う訴訟費用は比較的安価である。ただ、二審まで行う場合には弁護士報酬がかさむ。	仲裁費用は、裁判所の訴訟費用よりも割高となる。他方、1回で終了するため、弁護士報酬は抑えられる。
涉外契約の場合	日本と中国の間では、一方の国でなされた裁判所の判決は他方の国で強制執行できない。	ニューヨーク条約に基づき、日中間においては、一方の国でなされた仲裁判断が他方の国で承認・執行可能である ¹⁰⁵ 。

(呉燕・中国法顧問)

¹⁰⁵ 但し、承認執行手続は、被告地を管轄する中級人民法院への申し立てが必要となり、審理期間も長期にわたること、また、外国の仲裁機関における仲裁において、中国での保全手続は認められないことから、代理店への債権回収が主な紛争類型となる場合には、仲裁を選択するとしても、中国国内の仲裁機関での仲裁とすることがより合理的です。

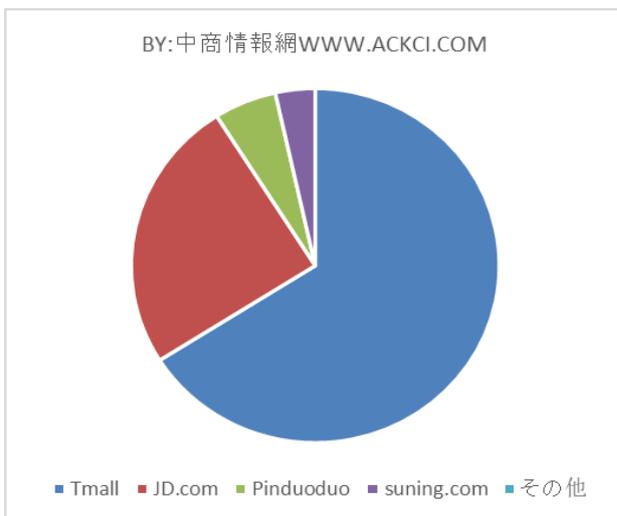
三. 中国法務の現場より

1. 12回目の「独身の日」

11月11日は、シングルを意味する数字の「1」が4つ並ぶことから、「独身の日」という呼ばれ方をしている。いつ、どのようにして「独身の日」というものが発祥してきたのか、その経緯については必ずしも明らかではないが、90年代の南京の大学学園祭が起源ではないかとみられている。「独身の日」を記念するため、大規模なお見合い大会やパーティーなどが開催されていたのが、その後徐々に変容し、「自分へのご褒美として買い物をする」という慣習が徐々に生まれてきた。

その後2009年に、ネット通販最大手のアリババグループがこのような流行に乗じてネット販売セールを開始した。その他のネット販売業者、百貨店、スーパー等各分野の業者もこれに追随し、必ずしも独身ではない消費者も参加するようになり、中国においては1年を代表する一大商業イベントとなっている。今となっては、「独身の日」1日でのネット販売売上高は、アメリカのサイバーマンデー、ブラックフライデーにおける売上高の合計すら上回るとも言われており、中国の11月11日は、今や世界中にも注目される一日となっている。

今年アリババが「独身の日」のセールを開始してから、12回目の「独身の日」である。



11月12日0時に終了した時点での統計では、アリババが運営するECサイト天猫(Tmall)の売上高は、4982億人民元を記録し、2019年の2684億人民元と比較し26%の増加となった。アリババに続くECサイトシェア第2位の京東(JD.com)が運営するECサイトの売上高は、2715億人民元となり、2019年の2044億人民元と比較し32%の増加となった。また、天猫や京東以下の新興ネット販売ブランドである拼多多、蘇寧、小米などの業者も、良好な業績を挙げたようである。なお、ビッグデー

の分析によれば、地方ごとの「独身の日」の売上高トップ5は、上海、北京、杭州、深セン、広州であった。

今年、新型コロナウイルスの影響で海外旅行に出られない消費者がネット販売プラットフォームを通じて、海外の輸入品を数多く購入する傾向が顕著に現れた。報道によると、越境EC商取引総額が5年連続全国トップとなっている広州においては、今回の「独身の日」での輸出入通関業務が1262件、取引総額は33億人民元で、去年の約1.4倍となっている。

日本製の商品は、越境EC取引においても非常に人気が高くなっており、中でも電子美容機器、化粧品、フィギュア商品等が、人気商品となっているようである。今後、さらに多くの日

本ブランドが「独身の日」イベントに参加することによって、中国国内でも、簡単に日本商品が購入できるようになることを多くの中国人が期待している。

(中国法顧問・呉秀穎)

2. TMI 上海オフィスの移転のお知らせ

弊事務所上海オフィスは、2020年12月14日(月)付けで、次の通り移転させていただきましたので、お知らせいたします。

名称：TMI 総合法律事務所上海オフィス（日本 TMI 法律事務所上海代表处）
住所：〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号 2605 室
電話：+86(0)21-5465-2233（代表）
FAX：+86(0)21-5465-5745

元のオフィスの隣室に移転したため、部屋番号のみが 2606 から 2605 に変更となり、電話番号等に変更はございません。



新オフィスは、会議室・執務室とも広くなりました。より一層クライアントの皆様のニーズにお応えできるよう、所員一同、新しい環境において心機一転して精進して参りますので、今後とも変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2020年11月号—

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2020年12月17日